

議案第42号

令和7年度 勝山市市有林造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度勝山市の市有林造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,721千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

勝山市長 水上 実喜夫

市有林造成事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		9,747	△84	9,663
	1 他会計繰入金	9,747	△84	9,663
歳入	合計	64,805	△84	64,721

2 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市有林造成費		63,386	△84	63,302
	1 市有林造成費	63,386	△84	63,302
歳出	合計	64,805	△84	64,721

(1) 歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	既定予算額	補正予算額	計
4 繰入金	9,747	△ 84	9,663
歳入合計	64,805	△ 84	64,721

(歳 出)

(単位：千円)

款	既定予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国・県支出金	地方債	その他		
1 市有林造成費	63,386	△84	63,302			△84		
歳出合計	64,805	△84	64,721			△84		

2 歳 入

4 款 繰 入 金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正額	既定額	計	節		説明	既定予算額
				区分	金額		
款合計	△84	9,747	9,663				
項合計	△84	9,747	9,663				
1 一般会計繰入金	△84	9,747	9,663	5 一般会計繰入金	△84	1 一般会計繰入金 (農林課)	△84 9,747

3 歳出

1 款 市有林造成費

(単位：千円)

目	補正額	(上)既定額 (下)計	補正額の財源内訳			金額	事務事業内容	説明			
			特定財源		一般財源						
			国・県支出金	地方債							
款合計	△84	63,386 63,302			△84						
項合計	△84	63,386 63,302			△84						
1市有林造成費	△84	63,386 63,302			△84						
					△84						
						2 納料	△134				
						3 職員手当等	74	1 職員手件費 △84 (農林課)			
						4 共済費	△2	2 納料 △134 一般職給 △134			
						18 負担金、補助及び交付金	△22	3 職員手当等 74 4 共済費 △2 18 負担金、補助及び交付金 △22 市町総合事務組合退職手当負担金 △22			

市有林造成事業特別会計

(2) 給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	2	-	6,029	3,503	9,532	1,990	11,522	
補正前	2	-	6,163	3,429	9,592	1,992	11,584	
比較	-	-	△ 134	74	△ 60	△ 2	△ 62	

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当
	補正後	216	-	-	-	494	-	-
	補正前	246	-	12	-	494	-	-
	比較	△ 30	-	△ 12	-	-	-	-
	区分	夜間勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	
	補正後	-	-	1,395	1,179	99	120	
	補正前	-	-	1,424	1,154	99	-	
	比較	-	-	△ 29	25	-	120	

市有林造成事業特別会計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳及び説明			備考
給料	△ 134	給与改定に伴う増減分	172		給与改定の状況 本年度 改定 2.84% 実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	△ 306		
職員手当	74	区分	制度改正に伴う増減分	その他の増減分	手当改定の状況
		扶養手当	-	△ 30	期末手当一部改定
		住居手当	-	-	勤勉手当一部改定
		通勤手当	-	△ 12	
		特殊勤務手当	-	-	
		時間外勤務手当	-	-	
		宿日直手当	-	-	
		单身赴任手当	-	-	
		夜間勤務手当	-	-	
		管理職手当	-	-	
		期末手当	32	△ 61	
		勤勉手当	28	△ 3	
		寒冷地手当	-	-	
		児童手当	-	120	
計		60		14	

市有林造成事業特別会計

(3)給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与

区分	技能労務職
令和7年12月1日現在 (給与改定後)	平均給料月額(円) 326,000
	平均給与月額(円) 332,500
	平均年齢(歳) 56.10
令和7年12月1日現在 (給与改定前)	平均給料月額(円) 317,000
	平均給与月額(円) 323,500
	平均年齢(歳) 56.10

イ. 初任給

(単位 円)

区分	一般行政職		技能労務職	
高校卒	改定後	200,300	(18歳)	198,200～211,500
	改定前	188,000	(18歳)	180,600～199,000
大学卒	改定後	225,600		
	改定前	213,600		

市有林造成事業特別会計

ウ. 級別職員数

(令和7年12月1日現在)

区分	技能労務職	
	職員数(人)	構成比(%)
1級	-	-
2級	-	-
3級	-	-
4級	1	100.0
5級	-	-
6級	-	-
7級	-	-
計	1	100.0

(級別の基準となる職務)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師	主事 技師	主査	係長	課長補佐	課長 参考事	政策幹等
技能労務職	職務による区分なし				職長		

エ. 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
改定後	2.300	2.350	4.650	有	
改定前	2.300	2.300	4.600	有	
比較	-	0.050	0.050		